前掲のもの以外のもの		二年
ソフトウェア	映画フイルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコードシート及びロープ	二年
	きのこ栽培用ほだ木	三年
	漁具	三年
	葬儀用具	三年
	楽器	五年
	自動販売機（手動のものを含む。）	五年
	無人駐車管理装置	五年
	焼却炉	五年
	その他のもの　主として金属製のもの	一〇年
	その他のもの	五年
無形減価償却資産	複写して販売するための原本	三年
	その他のもの	五年

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

○金融庁告示第七十九号

ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所並びに同項第四号に掲げる日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月四日

日本における代表者の氏名　大岩　正樹
及び住所　東京都練馬区石神井町五丁目三番十五―二百四号
日本における主たる店舗　東京都港区芝浦一丁目一番一号

金融庁長官　森　信親

○金融庁告示第八十号

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

金融庁長官　森　信親

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率

（金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等）

第一条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「持株告示」という。）第二条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等とし、持株告示第二条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に定める比率は、当該各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等について当該各号に掲げる比率とする。

一　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　一・五パーセント
二　株式会社みずほフィナンシャルグループ　一・〇パーセント
三　株式会社三井住友フィナンシャルグループ　一・〇パーセント

（我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等）

第二条　持株告示第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等は、次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等とし、持株告示第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に定める比率は、当該各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等について当該各号に掲げる比率とする。

一　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　一・五パーセント
二　株式会社みずほフィナンシャルグループ　一・〇パーセント
三　株式会社三井住友フィナンシャルグループ　一・〇パーセント
四　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　〇・五パーセント

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の二十五を乗じて得た比率
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の五十を乗じて得た比率
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の七十五を乗じて得た比率

○金融庁告示第八十一号

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）第二条の二第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等及び金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

金融庁長官　森　信親

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等とし、同告示第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に定める比率は、当該各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等について当該各号に掲げる比率とする。

一　株式会社大和証券グループ本社　〇・五パーセント
二　野村ホールディングス株式会社　〇・五パーセント